

新	旧	備考
<p>貿易保険に係る保険契約締結の内諾について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071 沿革 (略) <u>令和6年2月28日 一部改正</u></p> <p>貿易保険に係る保険契約締結の内諾については、次のとおりとする。</p>	<p>貿易保険に係る保険契約締結の内諾について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071 沿革 (略)</p> <p>貿易保険に係る保険契約締結の内諾については、次のとおりとする。</p>	
<p>(内諾)</p> <p><b>第2条</b> 日本貿易保険は、内諾の申請が行われた案件について一定の条件に基づき貿易保険の引受けを行うことが妥当と判断したときは、内諾を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貿易代金貸付保険（2年以上）又は海外事業資金貸付保険の内諾において<u>は</u>、貸付契約等の内容が確定したとき<u>に</u>別紙様式第3-4「貿易代金貸付保険（2年以上案件）・最終条件確認書」又は別紙様式第5-3「海外事業資金貸付保険・最終条件確認書」<u>を</u>、<u>スワップ取引保険の内諾においては、関連融資契約の内容及びスワップ取引の内容が確定したときに別紙様式第7-2「スワップ取引保険・最終条件確認書」</u>を本店に提出しなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(内諾)</p> <p><b>第2条</b> 日本貿易保険は、内諾の申請が行われた案件について一定の条件に基づき貿易保険の引受けを行うことが妥当と判断したときは、内諾を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貿易代金貸付保険（2年以上）又は海外事業資金貸付保険の内諾において、貸付契約等の内容が確定したとき<u>は</u>、別紙様式第3-4「貿易代金貸付保険（2年以上案件）・最終条件確認書」又は別紙様式第5-3「海外事業資金貸付保険・最終条件確認書」を本店に提出しなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	スワップ取引保険の創設に伴う改正（以下同様）
<p>(内諾案件の内容変更の通知)</p> <p><b>第4条</b> 内諾を取得した者（以下「内諾取得者」という。）は、内諾案件に重大な内容変更等（各保険種の手続細則等に定めるものに準ずる。）を行ったとき又は環境社会配慮の内容に重大な変更が生じたことを知ったときは、速やかに別紙様式<u>第8</u>「内諾案件の内容変更通知書」、それを証する書類の写し及び内諾書を、内諾申請書を提出した本店等に提出しなければならない。</p>	<p>(内諾案件の内容変更の通知)</p> <p><b>第4条</b> 内諾を取得した者（以下「内諾取得者」という。）は、内諾案件に重大な内容変更等（各保険種の手続細則等に定めるものに準ずる。）を行ったとき又は環境社会配慮の内容に重大な変更が生じたことを知ったときは、速やかに別紙様式<u>7</u>「内諾案件の内容変更通知書」、それを証する書類の写し及び内諾書を、内諾申請書を提出した本店等に提出しなければならない。</p>	
<p>(内諾の変更及び取消し)</p> <p><b>第5条</b> 日本貿易保険は、次のいずれかに該当するとき又は前条の規定に基づく通知を受けたときは、内諾の変更又は取消しを行う</p>	<p>(内諾の変更及び取消し)</p> <p><b>第5条</b> 日本貿易保険は、次のいずれかに該当するとき又は前条の規定に基づく通知を受けたときは、内諾の変更又は取消しを行う</p>	

<p>ことができる。</p> <p>一 てん補危険に係る国（仕向国、貸付先国、技術等提供先国、支払国、保証国、前払<u>購入</u>契約の相手国、被保険投資の相手方の所在国、<u>スワップ取引の相手方の所在国</u>又は事業地国等をいう。以下同じ。）の政治、経済、社会等の情勢の変化により、日本貿易保険が当該国に係る保険の引受を停止又は保留にしたとき。</p> <p>二 てん補危険に係る契約等（輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）、貿易代金貸付金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権等に係る契約若しくは借入金等に係る契約（以下「貸付契約等」という。）、<u>前払購入契約又はスワップ取引</u>をいう。）に関係する者（輸出契約等の相手方、貿易代金貸付若しくは海外事業資金貸付の相手方、保証債務に係る主たる債務者、保証者（ただし、被保険者を除く。）、<u>前払購入契約の相手方又はスワップ取引の相手方</u>等をいう。）の信用状態の悪化又は悪化のおそれがあると日本貿易保険が認めたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 日本貿易保険がてん補危険に係る国の国分類を危険の度がより高いものに変更した場合であって、その変更時において内諾案件が競争の状況にないと日本貿易保険が認めたとき又は日本貿易保険が当該国分類を危険の度がより低いものに変更した場合であって、その変更時において輸出契約等、貸付契約等、保証契約、<u>前払購入契約又はスワップ取引</u>が締結されていないとき。</p> <p>五～八 （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>ことができる。</p> <p>一 てん補危険に係る国（仕向国、貸付先国、技術等提供先国、支払国、保証国、前払<u>輸入</u>契約の相手国、被保険投資の相手方の所在国又は事業地国等をいう。以下同じ。）の政治、経済、社会等の情勢の変化により、日本貿易保険が当該国に係る保険の引受を停止又は保留にしたとき。</p> <p>二 てん補危険に係る契約等（輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）、貿易代金貸付金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権等に係る契約若しくは借入金等に係る契約（以下「貸付契約等」という。）、<u>又は前払輸入</u>契約をいう。）に関係する者（輸出契約等の相手方、貿易代金貸付若しくは海外事業資金貸付の相手方、保証債務に係る主たる債務者、保証者（ただし、被保険者を除く。）、<u>又は前払輸入</u>契約の相手方等をいう。）の信用状態の悪化又は悪化のおそれがあると日本貿易保険が認めたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 日本貿易保険がてん補危険に係る国の国分類を危険の度がより高いものに変更した場合であって、その変更時において内諾案件が競争の状況にないと日本貿易保険が認めたとき又は日本貿易保険が当該国分類を危険の度がより低いものに変更した場合であって、その変更時において輸出契約等、貸付契約等、保証契約、<u>又は前払輸入</u>契約が締結されていないとき。</p> <p>五～八 （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>前払輸入保険を前払購入保険に改正（以下同様）</p>			
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和6年3月15日から実施する。</u></p>					
<p>別表 1</p>					
<p>保険の種類</p>	<p>案件種類</p>	<p>内諾申請書の様式</p>	<p>保険の種類</p>	<p>案件種類</p>	<p>内諾申請書の様式</p>

貿易 一般 保険	個別保険 包括保険（鋼材） 包括保険（機械設備・船舶・鉄道システム） 包括保険（企業総合） 包括保険（技術提供契約等）	2年未満案件	別紙様式第1 及び2 - 1	貿易 一般 保険	個別保険 包括保険（鋼材） 包括保険（機械設備・船舶・鉄道システム） 包括保険（企業総合） 包括保険（技術提供契約等）	2年未満案件	別紙様式第1 及び2 - 1	前払購入保険の様式 は仲介とそれ以外に 分割（以下同様）
	個別保険 包括保険（機械設備・船舶・鉄道システム） 包括保険（技術提供契約等）	2年以上案件	別紙様式第1 及び2 - 2		個別保険 包括保険（機械設備・船舶・鉄道システム） 包括保険（技術提供契約等）	2年以上案件	別紙様式第1 及び2 - 2	
貿易 代金 貸付 保険	個別保険 包括保険（2年未満）	2年未満案件	別紙様式第1 及び3 - 1	貿易 代金 貸付 保険	個別保険 包括保険（2年未満）	2年未満案件	別紙様式第1 及び3 - 1	
	個別保険 包括保険（2年以上）	2年以上案件 （プロジェクト・ファイナ ンス以外の案件）	別紙様式第1 及び3 - 2		個別保険 包括保険（2年以上）	2年以上案件 （プロジェクト・ファイナ ンス以外の案件）	別紙様式第1 及び3 - 2	
		2年以上案件 （プロジェクト・ファイナ ンス案件）	別紙様式第1 及び3 - 3			2年以上案件 （プロジェクト・ファイナ ンス案件）	別紙様式第1 及び3 - 3	
前払 <u>購入</u> 保険		<u>仲介案件</u>	別紙様式第1 及び4 - <u>1</u>	前払 <u>輸入</u> 保険			別紙様式第1 及び4	
		<u>仲介案件以外</u>	<u>別紙様式第1 及び4 - 2</u>			プロジェクト・ファイナ ンス以外の案件	別紙様式第1 及び5 - 1	
海外事業資金貸付保険		プロジェクト・ファイナ ンス以外の案件	別紙様式第1 及び5 - 1	海外事業資金貸付保険	プロジェクト・ファイナ ンス案件		別紙様式第1 及び5 - 2	

	プロジェクト・ファイナンス案件	別紙様式第1及び5-2
海外投資保険		別紙様式第1及び6
<u>スワップ取引保険</u>		<u>別紙様式第1及び7-1</u>

海外投資保険	別紙様式第1及び6
--------	-----------

別表2

別表2

案件			提出先
貿易一般保険	2年未満案件	貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書の対象となる案件	本店
		貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書の対象となる案件又は技術提供契約を含むそれ以外の案件	本店
		知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）を付す案件	本店
		上記以外	契約金額が10億円以上の案件
	契約金額が10億円未満の案件		本店又は大阪支店
2年以上案件		本店	
貿易代金貸付保険			本店

案件			提出先	
貿易一般保険	2年未満案件	貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書の対象となる案件	本店	
		貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書の対象となる案件又は技術提供契約を含むそれ以外の案件	本店	
		知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）を付す案件	本店	
		上記以外	契約金額が10億円以上の案件	本店
			契約金額が10億円未満の案件	本店又は大阪支店
	2年以上案件		本店	
貿易代金貸付保険			本店	

前払 <u>購入</u> 保険	本店
海外事業資金貸付保険	本店
海外投資保険	本店
<u>スワップ取引保険</u>	<u>本店</u>

前払 <u>輸入</u> 保険	本店
海外事業資金貸付保険	本店
海外投資保険	本店

別表 3

用紙はA4規格とし、提出部数は1部とする。なお、記入項目について不明又は未定の場合は、その旨を記載するものとする。

様式番号	様式名称
1	内諾申請書
2 - 1	貿易一般保険（2年未満案件）
2 - 2	貿易一般保険（2年以上案件）
3 - 1	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険（2年未満案件）
3 - 2	貿易代金貸付（貸付金債権等・保証債務）保険（2年以上案件）
3 - 3	貿易代金貸付（貸付金債権等・保証債務）保険（2年以上・プロジェクト・ファイナンス案件）
3 - 4	貿易代金貸付保険（2年以上案件）・最終条件確認書
4 - 1	前払 <u>購入</u> 保険（ <u>仲介案件</u> ）
4 - 2	前払 <u>購入</u> 保険（ <u>仲介案件以外</u> ）
5 - 1	海外事業資金貸付保険
5 - 2	海外事業資金貸付保険（プロジェクト・ファイナンス案件）
5 - 3	海外事業資金貸付保険・最終条件確認書
6	海外投資保険
7 - 1	<u>スワップ取引保険</u>
7 - 2	<u>スワップ取引保険・最終条件確認書</u>
8	内諾案件の内容変更通知書

別表 3

用紙はA4規格とし、提出部数は1部とする。なお、記入項目について不明又は未定の場合は、その旨を記載するものとする。

様式番号	様式名称
1	内諾申請書
2 - 1	貿易一般保険（2年未満案件）
2 - 2	貿易一般保険（2年以上案件）
3 - 1	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険（2年未満案件）
3 - 2	貿易代金貸付（貸付金債権等・保証債務）保険（2年以上案件）
3 - 3	貿易代金貸付（貸付金債権等・保証債務）保険（2年以上・プロジェクト・ファイナンス案件）
3 - 4	貿易代金貸付保険（2年以上案件）・最終条件確認書
4	前払 <u>輸入</u> 保険
5 - 1	海外事業資金貸付保険
5 - 2	海外事業資金貸付保険（プロジェクト・ファイナンス案件）
5 - 3	海外事業資金貸付保険・最終条件確認書
6	海外投資保険
7	内諾案件の内容変更通知書

<p>(参考)</p> <p style="text-align: center;">内諾書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>申請者名</p> <p style="text-align: right;">株式会社日本貿易保険 代表取締役社長 名 印</p> <p style="text-align: center;">(案件名) に対する貿易保険 (保険種) に係る保険契約締結の内諾について</p> <p>年月日付けで内諾の申請があった上記の件について、下記の条項及び別記の内容により内諾します。</p>	<p>(参考)</p> <p style="text-align: center;">内諾書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>申請者名</p> <p style="text-align: right;">株式会社日本貿易保険 代表取締役社長 名 印</p> <p style="text-align: center;">(案件名) に対する貿易保険 (保険種) に係る保険契約締結の内諾について</p> <p>年月日付けで内諾の申請があった上記の件について、下記の条項及び別記の内容により内諾します。</p>	
<p>(内諾の変更又は取消し)</p> <p><b>第4条</b> 日本貿易保険は、次のいずれかに該当するとき又は前条の規定に基づく通知を受けたときは、書面による通知をもって内諾の変更又は取消しを行うことができる。この場合、当該内諾の変更又は取消しは、日本貿易保険が書面により通知した日から効力を生ずる。</p> <p>なお、日本貿易保険は、内諾の変更又は取消しによって本内諾取得者の被る一切の損失及び損害の責めを負わない。</p> <p>一 てん補危険に係る国（仕向国、貸付先国、技術等提供先国、支払国、保証国、前払<b>購入</b>契約の相手国、被保険投資の相手方の所在国、<u>スワップ取引の相手方の所在国</u>又は事業地国等をいう。以下同じ。）の政治、経済、社会等の情勢の変化により、日本貿易保険が当該国に係る保険の引受けを停止又は保留したとき。</p>	<p>(内諾の変更又は取消し)</p> <p><b>第4条</b> 日本貿易保険は、次のいずれかに該当するとき又は前条の規定に基づく通知を受けたときは、書面による通知をもって内諾の変更又は取消しを行うことができる。この場合、当該内諾の変更又は取消しは、日本貿易保険が書面により通知した日から効力を生ずる。</p> <p>なお、日本貿易保険は、内諾の変更又は取消しによって本内諾取得者の被る一切の損失及び損害の責めを負わない。</p> <p>一 てん補危険に係る国（仕向国、貸付先国、技術等提供先国、支払国、保証国、前払<b>輸入</b>契約の相手国、被保険投資の相手方の所在国又は事業地国等をいう。以下同じ。）の政治、経済、社会等の情勢の変化により、日本貿易保険が当該国に係る保険の引受けを停止又は保留したとき。</p>	



<p>二 てん補危険に係る契約等（輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）、貿易代金貸付金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権等に係る契約若しくは借入金等に係る契約（以下「貸付契約等」という。）、<u>前払購入契約又はスワップ取引</u>をいう。）に係る者（輸出契約等の相手方、貿易代金貸付若しくは海外事業資金貸付の相手方、保証債務に係る主たる債務者、保証者（ただし、被保険者を除く。）、<u>前払購入契約の相手方又はスワップ取引の相手方</u>等をいう。）の信用状態の悪化又は悪化するおそれがあると日本貿易保険が認めたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 日本貿易保険がてん補危険に係る国の国分類を危険の度がより高いものに変更した場合であって、その変更時において本案件が競争の状況にないとき又は日本貿易保険が当該国分類を危険の度がより低いものに変更した場合であって、その変更時において輸出契約等、貸付契約等、保証契約、<u>前払購入契約又はスワップ取引</u>が締結されていないと日本貿易保険が認めたとき。</p> <p>五～七 （略）</p>	<p>二 てん補危険に係る契約等（輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）、貿易代金貸付金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権等に係る契約若しくは借入金等に係る契約（以下「貸付契約等」という。）、<u>又は前払輸入契約</u>をいう。）に係る者（輸出契約等の相手方、貿易代金貸付若しくは海外事業資金貸付の相手方、保証債務に係る主たる債務者、保証者（ただし、被保険者を除く。）、<u>又は前払輸入契約の相手方</u>等をいう。）の信用状態の悪化又は悪化するおそれがあると日本貿易保険が認めたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 日本貿易保険がてん補危険に係る国の国分類を危険の度がより高いものに変更した場合であって、その変更時において本案件が競争の状況にないとき又は日本貿易保険が当該国分類を危険の度がより低いものに変更した場合であって、その変更時において輸出契約等、貸付契約等、保証契約、<u>又は前払輸入契約</u>が締結されていないと日本貿易保険が認めたとき。</p> <p>五～七 （略）</p>	
--	--	--

<p>別記</p> <p style="text-align: center;"><u>前払購入保険（旧前払輸入保険）</u></p> <p>1. 案件の概要</p> <p>(1) 案件名</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td></tr> </table> <p>(2) 関係国</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>前払購入契約の相手方の所在国</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>購入貨物の船積国</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>購入貨物の仕向国</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>保証国</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 前払<u>購入</u>契約等の内容</p>		<u>前払購入契約の相手方の所在国</u>		<u>購入貨物の船積国</u>		<u>購入貨物の仕向国</u>		<u>保証国</u>		<p>別記</p> <p style="text-align: center;"><u>前払輸入保険</u></p> <p>1. 案件の概要</p> <p>(1) 案件名</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td></tr> </table> <p>(2) 関係国</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>輸出国</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>相手国</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 前払<u>輸入</u>契約等の内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>輸出</u>貨物</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>輸入</u>者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約相手方</td> <td></td> </tr> </table>		<u>輸出国</u>		<u>相手国</u>		<u>輸出</u> 貨物		<u>輸入</u> 者		契約相手方		<p>前払購入保険において仲介取引が新たに対象となったことに伴う改正。</p>
<u>前払購入契約の相手方の所在国</u>																						
<u>購入貨物の船積国</u>																						
<u>購入貨物の仕向国</u>																						
<u>保証国</u>																						
<u>輸出国</u>																						
<u>相手国</u>																						
<u>輸出</u> 貨物																						
<u>輸入</u> 者																						
契約相手方																						

購入貨物				
購入者 (被保険者)				
購入契約の相手方	バイヤー コード		格付	
前払金の返還に係る保証人	バイヤー コード		格付	
契約金額				
前払金額				
支払条件				
返還条件				
保証措置				
成約時期				

2. 保険の内容

保険の種類	前払 <u>購入</u> 保険			
国分類等	国分類		国倍率	倍
付保範囲・ 付保率	非常 危険	%	信用危険	%
保険料率	非常 危険	%	信用危険	%
特約				
その他条件				

3. 引受の条件

--

4. 付記事項

--

	バイヤーコード		格付	
契約金額				
前払金額				
支払条件				
返還条件				
保証措置				
成約時期				

2. 保険の内容

保険の種類	前払 <u>輸入</u> 保険			
国分類等	国分類		国倍率	倍
付保範囲・ 付保率	非常危険	%	信用危険	%
保険料率	非常危険	%	信用危険	%
特約				
その他条件				

3. 引受の条件

--

4. 付記事項

--



（下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です）				（下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です）			
内諾申請日	年	月	日	申請番号			
内諾書発行日	年	月	日	商談番号			
内諾有効期限	年	月	日	内諾番号			
内諾申請者（所属・氏名）							
引受担当者（所属・氏名）							
<b>別記</b>				<b>別記</b>			
海外事業資金貸付保険				海外事業資金貸付保険			
1. 案件の概要				1. 案件の概要			
(1) 案件名				(1) 案件名			
<input type="text"/>				<input type="text"/>			
(2) 関係国				(2) 関係国			
貸付先国等							
事業地国							
保証国							
(3) 貸付契約等の内容				(3) 貸付契約等の内容			
資金用途							
借入者等							
貸付者等							
保証者							
貸付金等又は保証債務の負担の額							
金利							

償還方法	
支払保証	

2. 保険の内容

保険の種類	海外事業資金貸付保険（貸付金債権等・保証債務）			
付保範囲・付保率	非常危険	%	信用危険	%
保険料率	国カテゴリー		案件格付	
	外貨建		特別非常危険	
	その他の割増・割引			
特約				
その他条件				

3. 引受の条件

(参考例) 「我が国貿易保険制度と整合的であること。」

4. 環境

カテゴリ分類		情報公開		番号	
結果		日			
特約					

5. 付記事項

<再保険会社等への情報提供について>

- ・ 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。

償還方法	
支払保証	

2. 保険の内容

保険の種類	海外事業資金貸付保険（貸付金債権等・保証債務）			
付保範囲・付保率	非常危険	%	信用危険	%
保険料率	国カテゴリー		案件格付	
	外貨建		特別非常危険	
	その他の割増・割引			
特約 (注)				
その他条件				

(注) 外貨建対応方式に関する特約を除く特約。

3. 引受の条件

(参考例) 「我が国貿易保険制度と整合的であること。」

4. 環境

カテゴリ分類		情報公開		番号	
結果		日			
特約					

5. 付記事項

<再保険会社等への情報提供について>

- ・ 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を

技術的な修正

- ・ 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報（以下「案件情報」）を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等（再保険ブローカーを含む。以下同じ。）へ提供することがあります。
- ・ 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。
- ・ 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。
- ・ 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者（以下「保険契約予定者等」）と内諾申請者とが異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認ください。

（下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です）

内諾申請日	年 月 日	申請番号	
内諾書発行日	年 月 日	商談番号	
内諾有効期限	年 月 日	内諾番号	
内諾申請者（所属・氏名）			
引受担当者（所属・氏名）			

- 相手方として再保険を行うことを認められています。
- ・ 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報（以下「案件情報」）を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等（再保険ブローカーを含む。以下同じ。）へ提供することがあります。
  - ・ 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。
  - ・ 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。
  - ・ 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者（以下「保険契約予定者等」）と内諾申請者とが異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認ください。

（下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です）

内諾申請日	年 月 日	申請番号	
内諾書発行日	年 月 日	商談番号	
内諾有効期限	年 月 日	内諾番号	
内諾申請者（所属・氏名）			
引受担当者（所属・氏名）			

別記

スワップ取引保険

スワップ取引保険内諾書別記の創設

1 案件の概要

(1) 案件名

--

(2) 関係国

<u>スワップ取引の相手方の所在国</u>	
<u>事業地国</u>	
<u>保証国</u>	

(3) スワップ取引の内容

<u>スワップ取引の相手方</u>	
<u>スワップ取引者</u>	
<u>保証者</u>	
<u>関連融資契約全体における引受上限額</u>	
<u>支払保証</u>	

2. 保険の内容

保険の種類	スワップ取引保険			
<u>付保範囲・付保率</u>	<u>非常危険</u>	<u>_____</u> %	<u>信用危険</u>	<u>_____</u> %
	<u>国カテゴリー</u>		<u>債務者格付又は案件格付</u>	
<u>保険料率</u>	<u>外貨建</u>		<u>特別非常危険</u>	
	<u>その他の割増・割引</u>			

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">関連融資契約</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">特約</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他条件</td> <td></td> </tr> </table>	関連融資契約		情報		特約		その他条件												
関連融資契約																			
情報																			
特約																			
その他条件																			
<p>3. 引受の条件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 40px;">                 (参考例) 「我が国貿易保険制度と整合的であること。」             </div>																			
<p>4. 環境</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">カテゴリ分類</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">情報公開</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">番</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">結果</td> <td></td> <td style="padding: 2px;">日</td> <td></td> <td style="padding: 2px;">号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">特約</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>		カテゴリ分類		情報公開		番		結果		日		号		特約					
カテゴリ分類		情報公開		番															
結果		日		号															
特約																			
<p>5. 付記事項</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px;"></div>																			
<p>&lt;再保険会社等への情報提供について&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。</u></li> <li>• <u>日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報（以下「案件情報」）を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等（再保険ブローカーを含む。以下同じ。）へ提供することがあります。</u></li> <li>• <u>日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。</u></li> <li>• <u>日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。</u></li> <li>• <u>保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者（以下「保険契約予定者等」）と内諾申請者とが異なる場</u></li> </ul> </div>																			

合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認ください。

(下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です)

内諾申請日	年 月 日	申請番号	
内諾書発行日	年 月 日	商談番号	
内諾有効期限	年 月 日	内諾番号	
内諾申請者(所属・氏名)			
引受担当者(所属・氏名)			